

国際緊急援助隊医療チームに 参加をご検討の皆様へ



JICA国際緊急援助隊事務局公式WEB
医療チームへの参加に関心のある方へ

JICA国際緊急援助隊事務局
@jdr_secretariat



Japan Disaster Relief Medical Team



1979年から**45**年の歴史

62回のチーム派遣

世界で**4**番目の**WHO-EMT**認証チーム(2016年)



国際緊急援助隊医療チームとは…

国際緊急援助隊医療チーム(以下「医療チーム」)は、被災者診療等の活動に関して自発的な意志をもった医師、看護師、薬剤師などの登録者によって構成されています。海外にて大災害が発生し、医療チームの派遣が決定した際には、JICA国際緊急援助隊事務局が登録者に対して隊員募集を開始します。応募者の中から選抜された登録者が国際緊急援助隊員として派遣され、現地での活動に従事します。

国際緊急援助隊医療チームへの登録概要

1. 隊員登録の流れ

医療チームの活動に参加するには、まずは下記のような登録手続き及び研修の受講が必要となります。

書類提出 → ②仮登録 → ③導入研修 → ④本登録 → この後登録隊員として各種研修・訓練への参加が可能

※手続きの詳細については、下記JICA公式WEB「国際緊急援助隊医療チームへ参加するには」をご参照ください
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/jdr/faq/join_med.html

2. 仮登録に必要な条件

仮登録に際して求められる条件は次のとおりです。

- 20歳以上60歳未満の心身ともに健全な方。
- 実務経験5年以上(研修医期間を含む)、及び緊急医療活動に従事するにふさわしい専門技術を有している方(医師については医師免許、看護師については看護師免許あるいは准看護師免許、薬剤師については薬剤師免許を取得している方)。
- 被災国における緊急医療活動を行ううえで、チームの一員としての適応能力のある方。
- 仮登録に際し、所属先から公印付の承認書が得られること。(注1)
- 事務局から派遣依頼があった場合には、所属先の同意を得て早急に出発することが可能な方(派遣決定から48時間以内に出発することを目標としています)。
- 2週間程度の派遣、1～3日程度の研修等に参加する際に所属先からの了解を得られること。
- 所属先がある場合には、所属先が登録を承認しており、本登録手続き時にJICAとの「国際緊急援助嘱託の委嘱等に関する覚書」を取交わすことができる方(但し、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」で規定された関係行政機関の国家公務員は除く)。
- 海外における最低限のコミュニケーション及び語学力(英検2級程度・TOEIC540点相当の英語力を有することが望ましい。他言語も同程度を基準)をお持ちの方。(注2)

(注1)公印は学長・院長等の所属先代表者印を原則とします。なお、公印を取得するにあたり、事務局では所属先に対し特別な便宜を図ることはできません。

(注2)英検・TOEIC以外の点数でも可。英語に加え、他の言語力を有する場合は仮登録時に申請してください。

3. 登録職種について

医療チームの登録職種は、以下の4つがあります。

- (1)医師 (2)看護師 (3)薬剤師
- (4)医療調整員(診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、職種不問)

医療調整員とは、医師、看護師、薬剤師とともにチームを構成し、検査、医療機器管理、リハビリテーションなどにおいて専門性を活かした業務を行うほか、患者の管理、カルテの管理などの医療補助業務や、資機材の管理、チーム生活面の管理などのロジスティクス業務なども行う隊員のことです。医療分野の活動も期待される医療関係者の方に加え、医療関連資格のない方もこの職種での登録が可能です。



独立行政法人国際協力機構 国際緊急援助隊事務局
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
TEL 03-5226-6584(代表)

<http://www.jica.go.jp/jdr/>